

備前市一般不妊治療支援事業

備前市では、一般不妊治療(タイミング法や人工授精など)を受けられたご夫婦に対し、経済的負担の軽減を図るため、その治療費の一部を助成します。

| | |
|----------------|--|
| 助成対象者 | <p>①申請日において、夫婦のいずれか又は両者が備前市に1年以上住所を有する夫婦(法律上婚姻している夫婦または、事実婚関係にある夫婦)</p> <p>②夫婦のいずれかが不妊症と診断され、一般不妊治療が必要と認められた方</p> <p>③夫婦のいずれにも市税の滞納がないこと</p> <p>④助成金の交付を受けようとする一般不妊治療に要する費用について、他の地方公共団体から補助金の交付を受けていないこと</p> |
| 助成内容 | <p>・対象者が負担した本人負担額の2分の1に相当する額(1,000円未満は切り捨て)とし、1年度あたり4万円を限度とする</p> <p>・補助金の交付は、通算して3年度を限度とする</p> |
| 申請期限 | <p>治療の支払いが終了した日の属する年度の末日まで</p> <p>ただし、3月15日から3月31日までに支払いを終了した場合は翌月30日まで</p> |
| 申請関係書類 | <p>①備前市一般不妊治療支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)</p> <p>②一般不妊治療支援事業受診証明書(様式第2号)</p> <p>③法律上婚姻しており、夫婦の住所が異なる場合・・・戸籍謄本 夫婦の一方が外国籍を有している場合・・・いずれか一方の戸籍謄本 夫婦の双方が外国籍を有している場合・・・公的機関が発行した書類 事実婚関係にある夫婦・・・事実婚関係に関する申立書(様式第3号) 夫婦それぞれの戸籍抄本(一人分の戸籍謄本)</p> <p>④医療機関の発行した一般不妊治療医療費に係る領収書及び明細書の写し</p> <p>⑤必要に応じて、高額療養費限度額認定書又は健康保険証</p> |
| 支払方法 | 備前市が申請書等を審査し、承認したときは口座振込みにより支給 |
| 申請窓口 問い合わせ先 | 備前市役所 子育て家庭センター TEL(0869)64-1853 |



令和8年4月発行